

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 全国Gメンリレートーク
「各地方運輸局トラック・物流Gメンの取組について」
- ⑤ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和8年2月18日～令和8年3月16日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会 提言」の公表～ 2030年度までの物流革新の「集中改革期間」における輸送力不足の解消 に向けて～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000979.html</p>	R8.3.3	国土交通省 農林水産省 経済産業省	
<p>「働き方改革関連法施行後5年の総点検」の調査結果を公表します</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00060.html</p>	R8.3.5	厚生労働省	
<p>「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000351.html</p>	R8.3.6	国土交通省	
<p>令和7年度海運モーダルシフト大賞を選定！ ～海上輸送へのモーダルシフトにおける革新的な取組に対して授与～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji03_hh_000211.html</p>	R8.3.9	国土交通省	
<p>「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集及び公聴会の開催について</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_pubcome_kotyokai.html</p>	R8.3.12	公正取引委員会	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和8年2月18日～令和8年3月16日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>自動運転トラック実装支援事業費補助金に係る執行団体の決定について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000984.html</p>	R8.3.12	国土交通省	
<p>ラストマイル配送効率化促進事業費補助金に係る執行団体の決定について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000985.html</p>	R8.3.12	国土交通省	
<p>地域物流脱炭素化促進事業費補助金に係る執行団体の決定について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000986.html</p>	R8.3.12	国土交通省	
<p>地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業費補助金に係る執行団体の決定について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000987.html</p>	R8.3.12	国土交通省	
<p>中小企業省力化投資補助事業(一般型)の第6回公募要領を公開しました https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/260313001.html</p>	R8.3.13	中小企業庁	
<p>「はたらく」に関する情報が見やすく便利になります https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70975.html</p>	R8.3.13	厚生労働省	

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和8年2月18日～令和8年3月16日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>今年春に引越をご予定の皆様へ ～予約状況のお知らせ～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000353.html</p>	R8.3.13	国土交通省	
<p>物流負荷の低減に向けた多様・柔軟な受取・注文方法の普及促進事業費補助金に係る執行団体の決定について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000988.html</p>	R8.3.13	国土交通省	
<p>自動車運送事業関連手続きのオンライン申請が拡充します！ ～いつでもどこからでも申請可能に～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000497.html</p>	R8.3.13	国土交通省	
<p>国土交通省発足25周年を迎えて ～「MLIT Road 25」特設ページで様々な情報発信を行っています～ https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo01_hh_000299.html</p>	R8.3.13	国土交通省	
<p>民間備蓄義務量の引き下げ及び国家備蓄石油の放出を行います https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260316005/20260316005.html</p>	R8.3.16	経済産業省	
<p>「『物流施設におけるDX推進実証事業』効果検証・事業総括ウェビナー」を開催します！ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000080.html</p>	R8.3.16	国土交通省	

我が国の社会経済全体が直面する現状・課題

- 本格化する人口減少や担い手不足
- 社会全体のデジタル化やイノベーション
- 気候変動問題やカーボンニュートラル
- 国際競争力の低下や不確実性が高まる国際情勢
- 大規模自然災害やインフラの老朽化

物流を取り巻く現状・課題

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく官民での取組の成果により、2024年度の約14%の輸送力不足を概ね解消し、2024年度を越えても物流の機能を維持
- 一方で、2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、今後、担い手が深刻化する中で、必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化が必要

今後の物流政策の方向性

- 2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、将来にわたって物流の持続可能性を確保していくとともに、我が国の成長エンジンや公共性の高いサービスとしての物流のポテンシャルを最大限に引き出すことが求められる。
- こうした認識の下、次期「物流大綱」が目指すべき今後の物流政策を、下記の5つの観点に分類し、国のみならず、物流事業者、発着荷主、一般消費者をはじめとした物流に携わるすべての関係者が一致団結して、各種の取組を推進。
 - 1 **サービスの供給制約**に対応するための**徹底的な物流効率化**
 - 2 **物流全体の最適化**に向けた**商慣行の見直し**や**荷主・消費者の行動変容**、**産業構造の転換**
 - 3 **持続可能な物流サービスの提供**に向けた**物流人材の地位・能力の向上**と**労働環境の改善**
 - 4 **物流に携わる多様な関係者の連携・協力**による**物流標準化**と**物流DX・GX**の推進
 - 5 **厳しさを増す国際情勢や自然災害等**に対応した**サプライチェーンの高度化・強靱化**

今後取り組むべき施策

1



サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

- ・ **物流ネットワークの自動化・省人化**の推進（自動運転トラック、自動物流道路など）
- ・ 効果的な物流体系の構築に向けた**インフラ整備**や**新モダルシフト**等の推進
- ・ 地域の**ラストマイル配送等の持続可能な提供**の維持・確保

2



物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

- ・ 改正物流法等を通じた**荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力**の強化
- ・ 適正な運賃收受等に向けた**価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化**の推進
- ・ トラック適正化2法等を通じた**トラック運送業界全体の構造転換**の推進

3



持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

- ・ トラック・倉庫・鉄道・船舶・港湾・航空等の**物流人材の確保・育成**、**労働環境の改善**、**生産性向上**の推進
- ・ **トラックドライバーの休憩環境**の改善 ・ **輸送の安全確保**に向けた対策 等

4



物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

- ・ フィジカルインターネットの実現を見据えた**物流標準化・デジタル化**の推進
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた**サプライチェーン全体の脱炭素化**の推進

5



厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

- ・ サプライチェーンの高度化を通じた**我が国の物流の国際競争力強化**の実現（港湾・航空ロジスティクスの強化など）
- ・ 我が国の物流システムにおける**経済安全保障**や**サイバーセキュリティ**等の確保
- ・ 大規模自然災害等に備えた**物流ネットワークの強靱化**

次期「総合物流施策大綱」に基づき今後取り組むべき施策(案)①

1 サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

(1) 物流ネットワークの自動化・省人化の推進

① 自動運転トラック等の革新的車両の導入促進のための環境整備

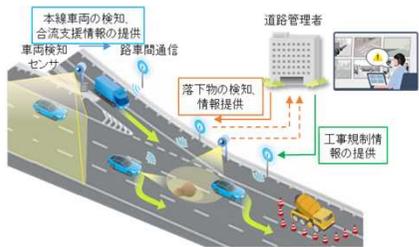


レベル4自動運転トラックの早期実装の推進



ダブル連結トラックの複数事業者間での運用

② デジタルライフラインの全国整備と連携した物流サービスの実装加速



自動運転サービス支援道

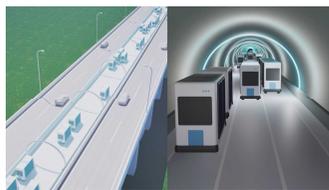


ドローン航路

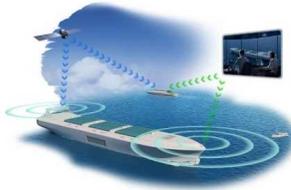


全国津々浦々での面的な整備

③ 陸・海・空の多様な輸送モードの自動化の推進



自動物流道路のイメージ



自動運航船のイメージ



空港制限区域内の自動運転トイングトラクター

(3) 地域のラストマイル配送等の持続可能な提供の維持・確保

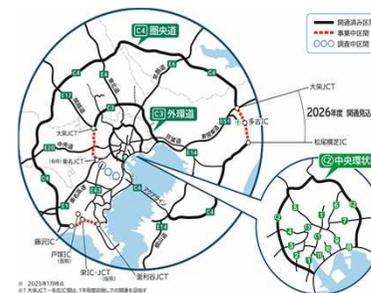
① 多様な受取方法の更なる普及・浸透や宅配サービスのあり方の変革

② 地域の物流サービスの持続可能な提供に向けた環境整備

③ 地域の配送等における新たな輸送手段の活用と次世代産業としての展開

(2) 効果的な物流体系の構築に向けたインフラ整備や新モーダルシフト等の推進

① 日本全体の物流ネットワークの再構築の推進



三大都市圏等の環状道路の整備



物流の結節点となる基幹物流拠点のイメージ

② 陸・海・空の輸送モードを総動員した「新モーダルシフト」の推進



鉄道・海運へのモーダルシフト



航空機の空きスペース活用

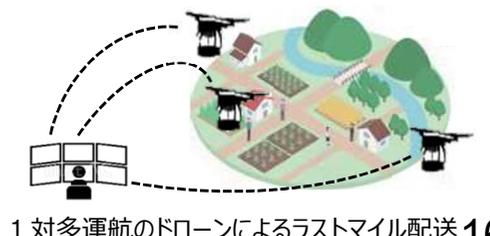


ダブル連結トラックの導入促進

③ 農林水産物・食品等の流通合理化



物流を支える地域の受取拠点の整備



1 対多運航のドローンによるラストマイル配送 16

次期「総合物流施策大綱」に基づき今後取り組むべき施策(案)②

2 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

(1) 改正物流法等を通じた荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力の強化

① 荷主・物流事業者等の連携・協力による新たな商慣行の定着



複数の荷主の貨物の積合せ トラック予約受付システムの導入 パレット等の輸送用器具の活用

② 消費者、発着荷主をはじめとする物流関係者全体の行動変容・意識改革の推進

コンビニなど 街の宅配ロッカー
宅配便営業所 自宅の宅配ボックス 置き配

商品購入画面

ゆっくり便
 即日配送

「ゆっくり便」でOK!

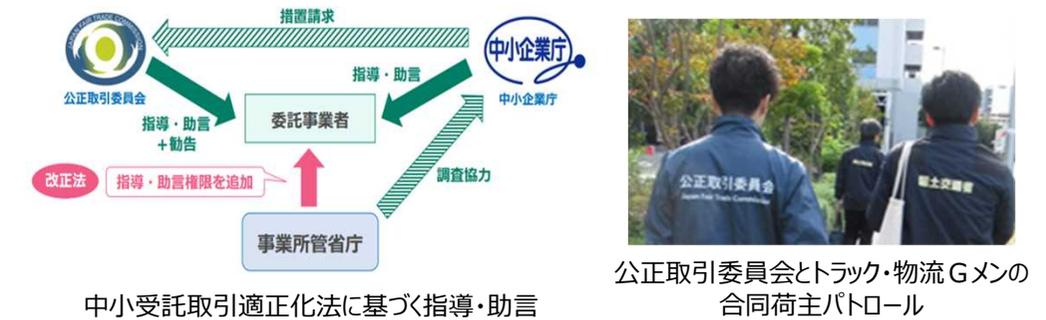
配送にはコストがかかります
配送負荷の軽減にご協力ください

EC事業者 消費者

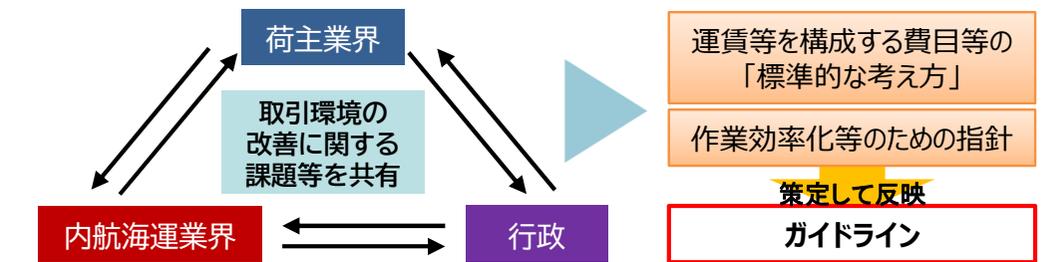
「再配達削減PR月間」の実施 物流に配慮した注文方法 物流コストに関する消費者等の理解醸成のための広報

(2) 適正な運賃収受等に向けた価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化の推進

① トラック・倉庫業界等における価格転嫁と取引適正化の推進



② 内航海運における荷主等との取引環境の改善



③ 港湾運送事業や空港グランドハンドリング事業での適正取引の推進

(3) トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界全体の構造転換の推進

① トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界の健全化の推進

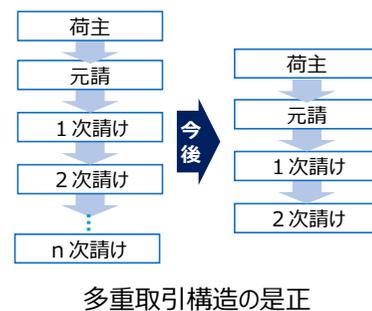
事業の適正な運営確保に必要な費用

燃料費	人件費
減価償却費	公租公課

反映して算出 適正原価

適正原価を下回らない運賃・料金の収受

違法な「白トラ」への規制強化



② トラック運送業等の事業基盤の強化

事業協同組合等による協業化 事業承継・M&Aによる事業規模の拡大

荷主等に対する価格交渉力の向上 事業経営の維持・継続のための体制確保

次期「総合物流施策大綱」に基づき今後取り組むべき施策(案)③

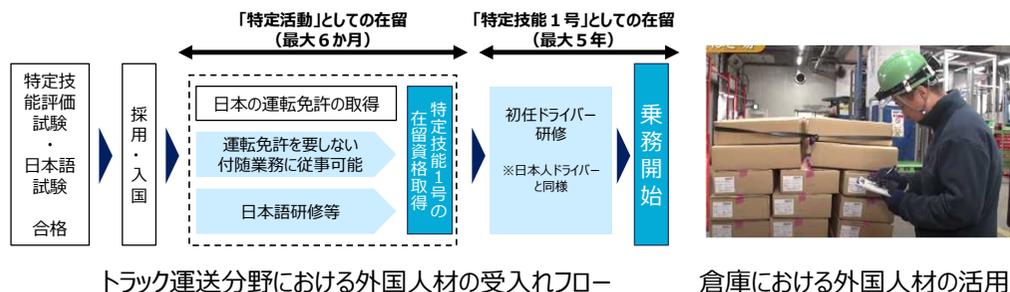
3 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

①トラックドライバーや倉庫等における物流人材の育成プランの策定

自動運転やAI等の活用を見据えた物流人材の育成

スキル等に応じたキャリアアップの道筋の可視化

②トラック・倉庫分野における特定技能外国人等の定着・活躍の促進



⑤海技人材の確保・育成や労働環境の改善、内航海運の生産性向上



独立行政法人海技教育機構の養成基盤の強化



船員室の充実化等



船員が目視で行う確認作業を操舵室で一元的に把握

⑥港湾・鉄道・航空分野における担い手の確保



港湾運送の魅力発信



鉄道駅における荷役作業



DX化による生産性向上

③多様な人材が活躍できる物流産業への転換



生産性向上に資する荷役設備の導入



アシストスーツ等による荷役作業の省力化



働きやすい職場認証制度



「ホワイト物流」推進運動

⑦トラックドライバーの休憩環境の改善



兼用マスの設置による大型車駐車マスの拡充



短時間限定駐車マス(東名 足柄SA(上))



複数縦列式駐車場の試行運用(鹿野SA)

④物流統括管理者や高度物流人材の能力向上に向けた環境整備



物流改善に向けた異業種・競合企業間の連携の促進



能な食品物流に向けた取り組みに関する記者発表

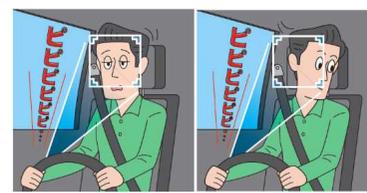


「CLOフォーラム」の開催(イメージ)

⑧輸送の安全確保に向けた対策



デジタル式運行記録計の普及促進



ドライバーモニタリング



3D都市モデルを活用した訓練用ドライブシミュレータ

次期「総合物流施策大綱」に基づき今後取り組むべき施策(案)④

4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

(1) フィジカルインターネットの実現を見据えた物流標準化・デジタル化の推進

①「標準仕様パレット」の導入促進と物流標準化の対象領域の拡大



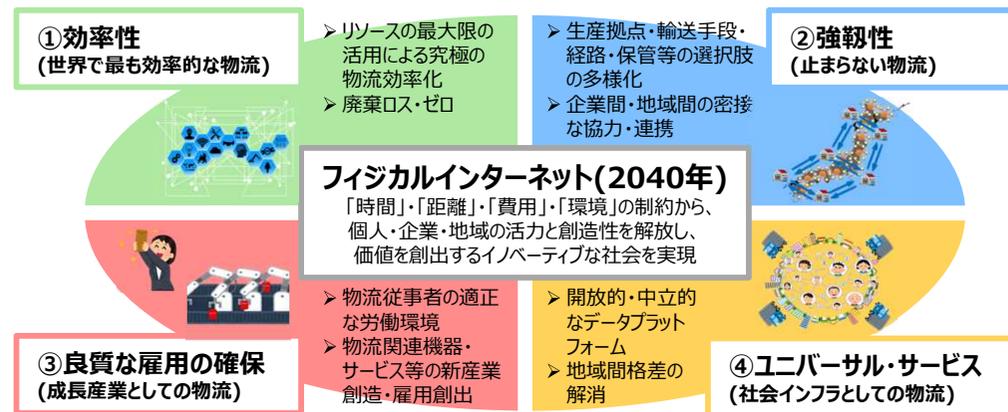
② 荷主・物流事業者間の連携・協働によるデータ連携等の取組の深化



③ 物流のデジタル化・自動化・機械化等を通じた業務効率化の推進



④ フィジカルインターネットの実現に向けた取組の推進

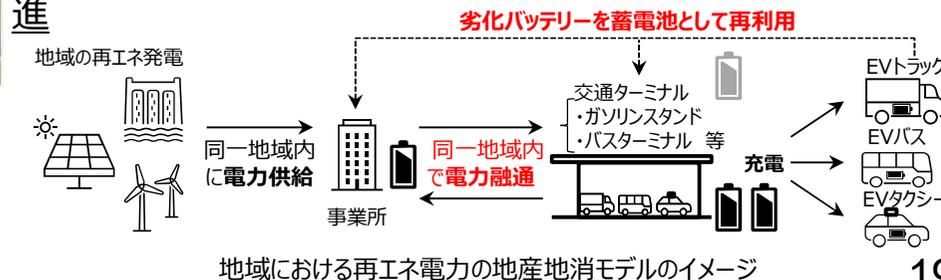


(2) カーボンニュートラルの実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化の推進

① サプライチェーン全体の脱炭素化の推進



② 物流分野での再生可能エネルギー等の地産地消や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた取組の推進

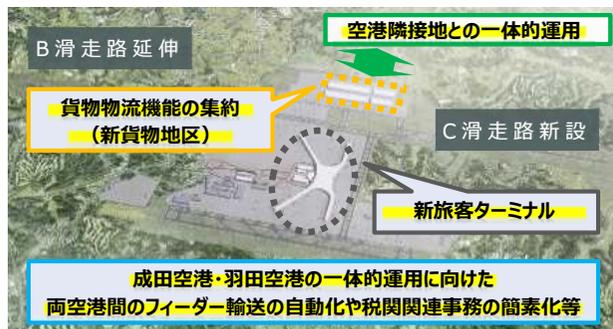


次期「総合物流施策大綱」に基づき今後取り組むべき施策(案)⑤

5 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

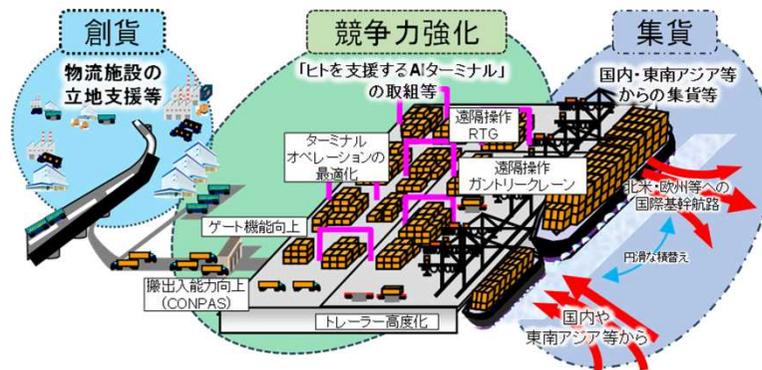
(1) サプライチェーンの高度化を通じた我が国の物流の国際競争力強化の実現

① 成田空港等の更なる機能強化等を通じた国際航空物流拠点の整備



成田空港の国際ハブ空港としての地位確立のための取組の推進

② 国際コンテナ戦略港湾政策の推進等



国際コンテナ戦略港湾の「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組の推進

③ 安定的な国際海上輸送の確保に向けた海運の国際競争力強化



我が国の海事産業群の健全な循環

④ 我が国の物流産業の持続的成長に向けた海外市場の開拓や関係諸国との連携強化



官民ファンドを活用した海外展開支援



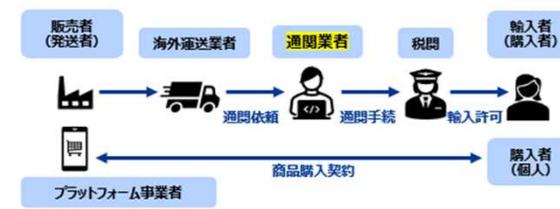
現地政府との政策対話

⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた戦略的サプライチェーンの構築



農林水産物・食品の輸出拠点型市場の整備

⑥ 越境ECが拡大する中での通関業の役割の重要性と適正な業務運営の確保



越境ECによる貨物(通販貨物)の輸入通関の流れ

(2) 我が国の物流システムにおける経済安全保障やサイバーセキュリティ等の確保

① 経済安全保障やサイバーセキュリティに対応した物流産業の構築

② 不確実性が高まる国際情勢に対応した国際物流ネットワークの多元化・強靱化

③ シーレーンの安全確保



国際物流の新たなBCPルートの開拓

(3) 大規模自然災害等に備えた物流ネットワークの強靱化

① 災害等の有事における物流ネットワークの維持・確保

② 大規模自然災害に備えた緊急物資輸送の体制強化等



災害時のドローン活用



支援実施前の物資拠点



拠点運営等をサポート



支援実施後の物資拠点

国による物資拠点への支援

2030年度に想定される輸送力不足への対応方針

2030年度に向けた総合物流施策
大綱に関する検討会 提言

- 当初想定されていた2030年度の約34%のトラック輸送の需給ギャップのうち、約14%は物流の「2024年問題」に対応するための官民の取組の成果等により概ね克服することができた（輸送需要も約12%減少）。
- 一方で、足元の経済動向や物流需要の変化等を勘案した将来的な輸送力見通しの再検証を踏まえると、2030年度には平均で約7%～最大で約25%(1.7億トン～7.2億トン)の輸送力不足が生じうる。
- このため、次期「物流大綱」の期間では、2030年度に最大25%程度の輸送力不足が生じる可能性があることを踏まえ、 Worstケースであっても物流の停滞を招かないよう、最大26ポイント程度の輸送力を確保するための各種施策を用意し、輸送量の推移に応じて必要な施策を講じる。輸送力の確保とあわせて、物流全体の適正化や生産性向上、抜本的なイノベーションを実現し、上質で魅力ある物流産業への転換を目指す。

【次期「総合物流施策大綱」を踏まえた施策等による輸送力への効果】

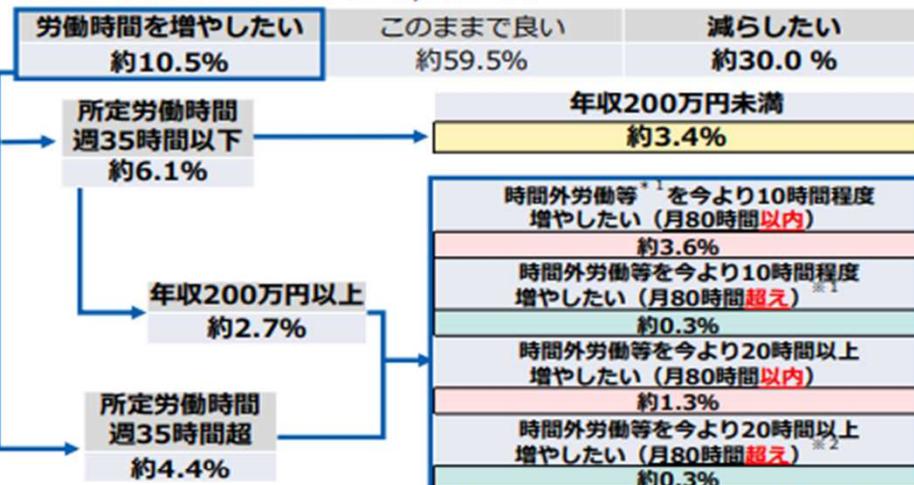
	2030年度	次期大綱の目標値
必要な輸送力 ※2024年度の貨物輸送量(25.1億トン)を100とした場合	97～100～113 (24.3億トン～25.1億トン～28.4億トン) <small>【平均的な想定】 【2024年ベース】 【2019年ベース】</small>	
何も施策を講じなかった場合の輸送力不足(①)	▲7～▲15～▲25 (1.7億トン～3.8億トン～7.2億トン)	
次期「物流大綱」を踏まえた施策による効果(②) うちトラックドライバーの荷待ち・荷役等時間の短縮 トラックの積載効率の向上 陸・海・空の「新モーダルシフト」 (鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック、自動運転トラック) 宅配便の確実な受け取り ドローンでのラストマイル配送 その他(トラック輸送力拡大等)	+25.7 +7.5 +6.6 +6.4 +1.8 +2.9 +0.5	年間625時間 44% 677.5億トンキロ 多様な受取方法50% 社会実装174件 -
総計(①+②)	+18.7 ~ +10.7 ~ +0.7	

働き方改革関連法施行後5年の総点検（結果概要）

労働時間等に関する労働者の意識・意向アンケート調査（令和7年10月）

趣旨・目的	働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法の見直しについて、検討を行うこととされたことを踏まえ、労働時間等に関する労働者の意識・意向を把握する。
調査部数	有効回収数 3,000（目標回収数到達時点で終了）
主な調査項目	労働時間等に関する労働者の意識・意向（労働時間の長さについての認識、労働時間をどのようにしたいか等）等

◆労働時間の増減希望状況（n=3,000、SA）



（注）上記のほか、「時間外労働等時間（月）（直近3ヶ月平均）」よりも「妥当だと考える1月あたりの時間外労働等の時間」を短く回答した者が約1.7%
※ ※1と※2の合計は約0.5%

◆労働時間を増やしたい理由（n=315、MA）

増やしたい理由	割合（%）
①仕事の完成度や業績をより高めたいから	10.2
②業務を通じて知識や経験・スキル・技術を高めたいから	7.0
③自分のペースで仕事をしたいから	19.7
④たくさん稼ぎたいから（⑤を除く）	41.6
⑤所定労働時間以外の労働分の収入（残業代）がないと家計が厳しいから	15.6
⑥労働時間が長い方が上司や周囲に評価されるから	4.1
⑦会社や社会に貢献したいから	9.8
その他	11.7

◆時間外労働等の時間として、1か月当たり何時間程度が妥当だと考えるか（n=3,000、SA）

時間外労働等の時間	0時間	0時間超20時間以下	20時間超45時間以下	45時間超60時間以下	60時間超80時間以下	80時間超100時間未満	100時間以上
割合（%）	21.7	43.9 [65.6] ^{※2}	27.4 [93.0]	2.7	2.0	0.9	1.4

※1：「時間外労働等」とは、時間外労働と休日労働を合わせた時間。
※2：[]内は当該時間以下の割合の累計を表す。

ヒアリング調査（令和7年10～12月）

趣旨・目的	上限規制への対応状況、課題認識などについて「生の声」を把握するため、全国の都道府県労働局において、労働時間に対する希望やその理由等について企業ヒアリングを実施。その際、一部のヒアリング対象企業の協力を得て、当該企業の労働者からも、ヒアリングを実施した。
対象	<企業ヒアリング：327社> 「建設業」74社、「製造業」48社、「運輸業、郵便業」72社、「卸売業、小売業」42社、「宿泊業、飲食サービス業」43社、「医療、福祉」41社、その他7社 <労働者ヒアリング：97人> 「建設業」22人、「製造業」18人、「運輸業、郵便業」21人、「卸売業、小売業」10人、「宿泊業、飲食サービス業」12人、「医療、福祉」12人、その他2人
主な調査項目	労働時間等に関する労働者の意識・意向（労働時間の長さについての認識、労働時間をどのようにしたいか等）等

○ 現状の労働時間に対する企業としての希望は以下のとおり。

現状のままがいい（201社）	増やしたい（53社） ^{※1}
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現状のままがいい理由として、業務量との関係（178社）、労働者の健康確保・ワークライフバランス（22社）、人材確保・定着（20社）等が挙げられた。 ◆ 具体的には、労働者の健康を考えると上限まで増やしたいとは思わない、残業時間を増やすと人材の採用や定着が難しくなる等の企業からの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 増やしたい理由として、業務の性質（29社）、受注の確保（9社）、労働者の希望（9社）、人手不足（7社）等が挙げられた。 ◆ 増やしたい範囲に関する主な希望は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限規制の枠内（25社） ・ 上限規制を超えて（17社）^{※2} ・ 月45時間・年6回を超えて（11社） ◆ 歩合制のトラックドライバー等から労働時間を増やしたいとの希望がある一方で、労働者が長時間労働を望まないとの企業からの声がある。
<p>減らしたい（73社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 減らしたい理由として、人材確保・定着（22社）、労働者の健康確保・ワークライフバランス（18社）、人件費抑制（9社）等が挙げられた。 	<p>※1、2...時間外労働時間数（月平均）の内訳について、45時間以下の企業は53社のうち46社、17社のうち15社。</p>

○ 労働者の希望・その理由は以下のとおり。

- ・ 現状のままがいい（70人）… 仕事量、収入、プライベートとのバランスなどの現状に不満がない等
- ・ 減らしたい（14人）… プライベートの時間の確保等、ワークライフバランスを重視する等
- ・ 増やしたい（13人）… 子育て中等の理由でもっと稼ぎたい、業務量との兼ね合い、技術の向上等

○ その他、個別制度について、副業兼業（11社）、変形労働時間制（6社）、裁量労働制（4社）に関する課題・要望が挙げられた。

※企業・労働者からの回答（労働時間に対する希望）のうち、その理由や背景・事情等については、厚生労働省において粗く分類したもの。複数理由等が挙げられている場合は、複数計上した。

令和8年3月6日
物流・自動車局

「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定

ドライバーの負担軽減を図りつつ物流を維持するため、一つの長距離輸送を複数のドライバーで分担する「中継輸送」を推進することを内容とした「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

I. 背景

物流は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラです。しかし、近年、トラックドライバーの高齢化や人手不足が進む中で、物流を維持するための輸送力の確保が喫緊の課題となっています。特に、令和6年4月から、ドライバーに対して新しい労働時間規制が適用されており、一つの長距離輸送を一人のドライバーで行うという働き方の見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、ドライバーの負担軽減を図りつつ、物流を維持するためには、これまでの一つの長距離輸送を複数のドライバーで分担する「中継輸送」を進めることが急務となっております。

また、中継輸送の推進のためには、多くのトラック事業者が利用できる中継輸送施設の整備を促進することも必要となります。

II. 法律案の概要

(1) 中継輸送の実施に関する関係者の連携及び協働の促進

- 関係者の連携・協働を促進するため、中継輸送の実施に関する基本方針を国土交通大臣が策定。
- 国、地方公共団体、事業者（トラック事業者・荷主・倉庫業者等）に対して、中継輸送の促進に必要な助言・協力等の責務（努力義務）を規定。

(2) 中継輸送を促進するための計画認定制度の創設

- 中継輸送を実施しようとする者が共同して「貨物自動車中継輸送実施計画」を作成し、国土交通大臣が認定を行う計画認定制度を創設。認定された計画に基づく取組について各種支援を実施。

【問い合わせ先】

物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 田中、櫻庭
TEL：03-5253-8111（内線：41-342、41-316）、03-5253-8297（直通）

● 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- ドライバーの高齢化や人手不足が進む中、物流を維持するための輸送力の確保が喫緊の課題。
- 長距離運転に係る従来の運送形態は、日帰り運行が困難。宿泊を伴うため、ドライバーにとって負担。
 - ⇒ 「中継輸送」が有効
 - ・ドライバーの負担軽減による物流産業の魅力向上・担い手確保。
 - ・トラックの運行効率の向上による輸送能力の増加。
- 中継輸送の推進のためには、多くのトラック事業者が利用できる中継輸送施設の整備促進が必要。
 - ⇒ 中継輸送施設は、今後、自動運転トラックによる運送を支えるインフラとしても機能を発揮。



法案の概要

1. 中継輸送の実施に関する関係者の連携及び協働の促進

- 関係者の連携・協働を促進するため、中継輸送の実施に関する基本方針を国土交通大臣が策定。
- 国、地方公共団体、事業者（トラック事業者・荷主・倉庫業者等）に対して、中継輸送の促進に必要な助言・協力等の責務（努力義務）を規定。

2. 中継輸送を促進するための計画認定制度の創設

＜貨物自動車中継輸送実施計画認定制度の創設＞

- 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、当該事業についての計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることを可能に。

【貨物自動車中継輸送事業】

- ＞ 特定貨物自動車中継輸送施設(※)において、2以上のトラック間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行う事業(特定貨物自動車中継輸送施設の整備を含む)。

※高速道路等の近傍に立地し、一時的な保管機能等を有する高機能の中継輸送施設



＜京都府城陽市における施設イメージ＞

＜認定事業に対する支援メニュー＞

- (1) 特定貨物自動車中継輸送施設に係る課税の特例(固定資産税・都市計画税)。
- (2) 鉄道・運輸機構から事業の実施に必要な資金の出資・貸付け。〈予算〉
- (3) 特定貨物自動車中継輸送施設を使用して中継輸送(運行)を行う事業に係る計画策定経費、認定事業の初年度の運行経費の支援。〈予算〉
- (4) 特定貨物自動車中継輸送施設の整備に係る都市計画法に基づく開発許可についての配慮。
- (5) 行政手続の一括化のための関係法律の特例(トラック法等)。

中継輸送施設の整備促進及び中継輸送の普及により、輸送力の持続的な確保

【施行期日】 公布の日から6月以内施行

事業目的

- **地域物流の脱炭素化**に向けて、再生可能エネルギーである**太陽光**、次世代エネルギーである**水素・バイオマス**等を活用した**先進的な取組**を行う際の**充電・充填・精製装置の整備・改修**や**資機材の導入**等を支援。

事業概要

- 地域の集配拠点、倉庫、トラックターミナル等の**物流施設等**において、**太陽光発電**、**水素燃料電池**、**バイオディーゼル燃料**等を活用した**トラックや荷役機械**とこれらの動力となるエネルギーの**発電・製造・精製装置**等を一体的に導入する**先進的な取組**を支援。

①太陽光エネルギー

・投資余力の乏しい**中小トラック事業者**における**EV車両の導入・転換**に資するよう、下請事業者を含めた**地域の配送網全体**で活用する**拠点の整備**等を重点支援。



EVトラック



EVフォークリフト



充電スタンド・蓄電池

②水素エネルギー

・現時点では価格が高い**水素エネルギー**の**需要の創出**に資するよう、**地域配送での水素の活用**に向けた**水素の製造拠点等**と**連携した拠点の整備**等を重点支援。



FCVトラック



FCフォークリフト



冷媒製造装置

③バイオマスエネルギー等

・バイオディーゼル燃料の原料となる**廃食用油の回収ルート**の確保に資するよう、**食品小売業者等と連携した静脈物流の拠点**の**整備**等を重点支援。



バイオディーゼルトラック



製造設備



貯蔵タンク

補助率・補助対象等

【補助率】

1 / 2 以内

【補助対象施設】

・営業倉庫
・貨物(利用)運送事業者の集配施設等

【補助対象者】

・倉庫事業者 ・貨物運送事業者 ・貨物利用運送事業者 ・トラックターミナル事業者等

【補助対象設備等】

・①再エネ利用関連設備(EVトラック、EVフォークリフト、EV充電設備、太陽光パネル等) ・②水素利用関連設備(FCVトラック、FCフォークリフト、水素スタンド等)
・③バイオディーゼル燃料利用関連設備(バイオディーゼル燃料車、精製設備、貯蔵設備等) ・①、②、③の導入と一体的に行う先進的な取組に必要となる設備・機器類等

【補助要件】

・再エネ：①EVトラック、EVフォークリフト等と②再エネ電力の購入又は再エネ発電設備(新設)、大容量蓄電池、充電設備等を一体的に導入する取組であること
・水素：①FCVトラック、FCフォークリフト等と②グリーン水素の購入又は水素の製造・貯蔵のための装置・機器類や水素スタンド等を一体的に導入する取組であること
・バイオ：①バイオディーゼル燃料車等と②バイオ燃料の精製・貯蔵のための装置・機器類やバイオ燃料スタンド等を一体的に導入する取組であること

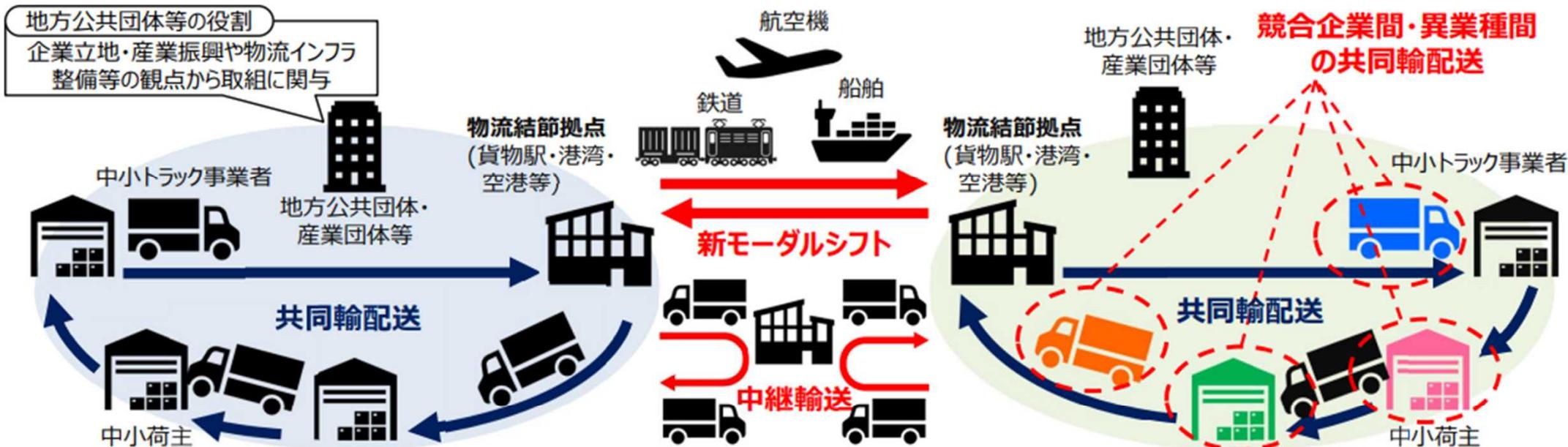
**補助事業の募集開始につきましては、後日発表
(執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社)**

事業目的

- 地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。

事業概要

- 2024年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、長距離ドライバーの担い手不足が深刻化する中で、特に地方部において地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応するとともに、2028年に予定されているトラック適正化2法の施行を見据えた中小トラック事業者の経営体質の改善が急務。
- これらの事態に対応するため、地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けた競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。



補助対象・補助率等

- 補助対象：地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体（任意）等が参画した協議会
- 補助率等：1 協議会あたり最大0.75億円（検討経費：最大0.25億円(定額) + 事業費：最大0.5億円(補助率1/2等)）

補助事業の募集開始につきましては、後日発表
(執行団体: 大日印刷株式会社)

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

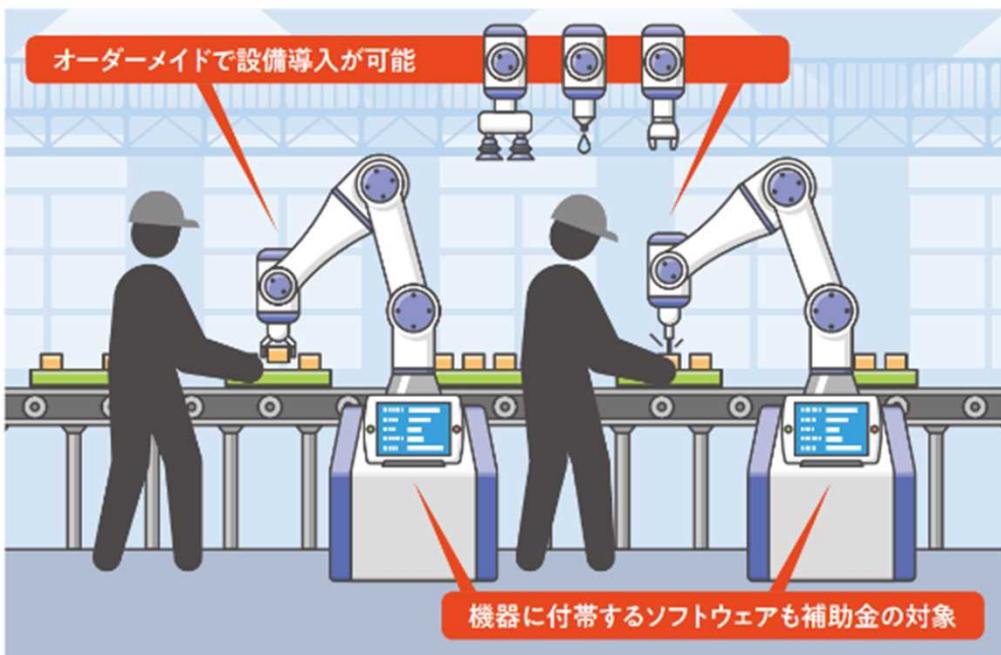
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率[※]
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額
最大 1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅買上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、買上げにつながることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW! 補助率[※] 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3 補助上限額 最大 1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**

 - ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
 - ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。③～5年の事業計画に基づき事業を要請している場合にも、毎年、発生期後を提出した上で、事業成果を確認します。※基本要件が未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

 - ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率 [※]	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

- 補助上限額がアップする [大幅買上げ特例]の適用要件**
- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請時の従業員数増加の補助上限額と比べて補助金を返還。
- 補助率が2/3にアップする [最低賃金引き上げ特例]の適用要件**
- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
- ※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円まで引き上げ対象となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660** IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30～17:30/月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直しください。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご利用ください!
カタログから選んだ汎用製品を導入

応募申請

公募回	公募開始日	申請受付開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月19日（月）	2025年3月31日（月） 17:00	2025年6月16日（月）
第2回	2025年4月15日（火）	2025年4月25日（金）	2025年5月30日（金） 17:00	2025年8月8日（金）
第3回	2025年6月27日（金）	2025年8月4日（月）	2025年8月29日（金） 17:00	2025年11月28日（金）
第4回	2025年9月19日（金）	2025年11月4日（火）	2025年11月27日（木） 17:00	2026年3月6日（金）
第5回	2025年12月19日（金）	2026年2月2日（月）	2026年2月27日（金） 17:00	2026年6月上旬（予定）
第6回	2026年3月13日（金）	2026年4月中旬（予定）	2026年5月中旬（予定）	2026年8月下旬（予定）

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第7回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。

※本事業へ応募申請・交付申請中の事業者及び交付決定を受け事務局からの補助金支払が完了していない事業者は申請できませんので、ご注意ください。

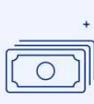
一般型の特徴

01



オーダーメイド性のある
多様な設備やシステムを導入可能

02



最大1億円を
補助

03



ハード・ソフトを自由に組み合わせ可能
事業全体を一体的に支援

04



公募回制

重要なお知らせ

中小企業省力化投資補助事業（一般型）第6回公募の情報を掲載しました

中小企業省力化投資補助事業（一般型）第6回公募に関する情報を掲載しました。
詳しくは[スケジュール](#)、[資料ダウンロード](#)を参照ください。

また、申請ポータルでの受付開始は4月中旬を予定しております。

公開されている資料を参照し、事業計画書等の提出書類をご準備の上、受付開始をお待ちください。

本事業へ応募申請・交付申請中の事業者及び交付決定を受け事務局からの補助金支払が完了していない事業者は申請できませんので、ご注意ください。

尚、本事業の申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

ID取得には一定の期間を要しますので、取得未了の方は、早めにGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。



みんなの労働ナビ

労働に関するさまざまな情報を個人・企業の皆さまのニーズに合わせてご案内します。



「みんなの労働ナビ」は、「はたらく」にまつわる情報を、利用者の方のニーズに合わせてチェックできるポータルサイトです。職業や職場に関する情報、スキルアップ、労働関係法令等、働く方や企業、支援者の方に役立つ情報を、利用者別・分野別に探すことができます。

みんなの労働ナビ

<https://www.mhlw.go.jp/roudou-navi/>



みんなの労働ナビ

検索

令和8年3月

本リーフレットは、どなたでも自由にダウンロードしてご利用いただけます。

こんな方にオススメ

本サイトをご利用いただくことで、ご自身に必要な「はたらく」にまつわる情報へスムーズにアクセスすることができます。

求職者(就職・転職希望者)、学生の皆様

- 就活の基本を知りたい
- 自分にあった職業や職場、求人の探し方を知りたい
- 働く時に役立つルールや制度を知りたい



在職者の皆様(キャリア形成、働き方)

- 働く時に役立つルールや制度を知りたい
- スキルアップしたい
- キャリアを見直したい



企業・事業主の皆様

- 人材を募集したい、採用に関する基本を知りたい
- 使える支援や助成金・補助金の情報を知りたい
- 自社の制度や働き方の見直しに役立つ情報を知りたい
- 従業員のスキルアップに取り組みたい
- 労働関係の法律やルールを知りたい

支援者の皆様(キャリアコン・教育機関など)

- 相談者の課題に合わせた支援ツールやお役立ち情報が知りたい
- 労働市場の最新情報や、新しいルールについて学びたい
- 労働関連のサイトをまとめて確認したい
- 支援者になりたい

本サイトの特徴



利用者別で探す
コンテンツを利用される方の属性でカテゴリーを分け、知りたい内容ごとに情報を分類しています。

分野別で探す
「雇用」や「人材開発」など、分野ごとに関連のリンクをまとめたページを用意しています。

統計データなど
労働市場の動向や各種統計調査を掲載しています。



令和8年3月13日
物流・自動車局貨物流通事業課

今年春に引越をご予定の皆様へ ～予約状況のお知らせ～

今年春に引越をご予定の皆様に向けて、「3月～4月の引越予約状況」をとりまとめましたので、是非ご参考にして下さい。

令和8年3月～4月の引越予約状況（2/24日時点）

今年春の引越の予約状況について、(公社)全日本トラック協会の協力のもと、大手引越事業者から聞き取った予約状況を取りまとめました。【別紙参照】

引越予約状況カレンダー（別紙）をご参考にして頂き、引き続き、混雑時期をできるだけ避けた分散引越にご協力お願い致します。特に、**4月第2週以降は、比較的余裕がある状況**ですので、是非、引越時期の分散に向けてご検討お願い致します。

国土交通省としては、引き続き、経済団体等を通じて、引越時期の分散に向けた取組を実施していくとともに、本プレスリリースの内容についても、幅広く周知して参ります。

【分散引越をされた方々からの声】

『3月末の土日の引越と比べて、**引越代金が安くなった**』

『会社の従業員の引越に係る**コストを抑えることができた**』

『3月の最終週から引越時期をずらすことで、**予約が取りやすくなった**』

※国土交通省HPに引越に関連する資料を掲載していますので、ご参考にしてください。

<掲載ページ> http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000022.html

【問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 平田、上田
TEL : 03-5253-8111 (内線 41333)
03-5253-8575 (直通)

引越予約状況カレンダー

	やや空きがあります
	混雑しています
	非常に混雑しています

令和8年2月24日時点

(3月)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(4月)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※1 全日本トラック協会と連携して、大手引越事業者5社から聞き取った情報をもとに作成。

※2 一部の引越事業者からの聞き取りによるものであり、事業者によって受注の可否が変わる場合があります。

※3 引越しの規模（単身引越か家族引越か）等によって受注の可否が変わる場合があります。

※4 「やや空きがあります」の日でも、必ずしもご希望どおりの日時では調整ができない可能性があります。

令和7年度補正予算：225百万円

事業目的

- **物流負荷の低減**に向けた**消費者の受取・注文方法の選択肢**を増やすため、**置き配サービスの事業者間連携、駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用、物流に配慮した注文方法の普及促進**等に向けた先進的な取組を支援。

事業概要

**補助事業の募集開始につきましては、後日発表
(執行団体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)**

- 再配達削減をはじめとする物流負荷の低減を目指し、**置き配サービスの事業者間連携を促す配送データの形式の共通化**や**駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用、物流に配慮した注文方法の普及促進**等に向けた**調査・効果検証の補助事業**を実施。

置き配サービスの事業者間連携

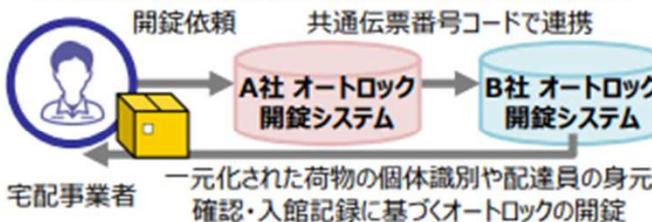
伝票番号等の配送データの形式の共通化

各社の伝票番号の付け方を整理して共通のコード体系を確立



置き配対応型のオートロック開錠システムの連携

共通化された伝票番号のコード体系に基づいてシステム連携を図ることで、置き配に関するセキュリティと利便性を向上



- 調査例**
- ・ 共通のコード体系や付番ルール等の検討
 - ・ システム間連携のための共通APIの設計
 - ・ 事業者間連携の効果検証や課題の整理

駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用



- 調査例**
- ・ 地域に応じた受取方法の選好意識調査
 - ・ 宅配ロッカーの事業者間連携の効果検証
 - ・ 公的主体と連携した効果的な設置の検討

物流に配慮した注文方法の普及促進

商品購入画面

- 物流に優しい1週間便
- 即日配送



サプライチェーン全体の負荷低減

- 調査例**
- ・ 物流に配慮した注文方法を導入した際の消費者の行動変容の進み具合や物流全体の負担低減効果の調査・検証

- 補助対象: Eコマース事業者 等
- 補助率等: 補助率1/2以内
1件当たり最大0.5億円程度

e-Gov(電子政府の総合窓口)によるオンライン申請の利用が可能となる自動車運送事業関連の手続きは、全体で140手続きです。下図に記載のとおり、令和7年9月及び12月からの一部手続きにおける運用開始を経て、令和8年4月より、オンライン申請の対象をさらに拡大いたします。各段階において利用対象となる主な手続きを記載していますが、**全体・詳細については、国土交通省ウェブサイト内の「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」の「オンライン申請対象手続一覧(自動車運送業関連手続き)」**をご参照ください。



「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」

■オンライン申請



申請者

- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 本省・地方運輸支局までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



国土交通省
(本省、地方運輸局、運輸支局)



バス



タクシー
レンタカー



トラック

令和7年9月先行運用

主な
手続

- 貨物自動車運送事業の安全管理規程の設定変更届出(一般貨物・特定貨物)
- 貨物軽自動車運送事業の経営の届出・事業の届出事項の変更届出
- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請
- 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可・届出
- 一般旅客自動車運送事業(乗合・貸切・乗用)の運送約款の設定・変更の認可申請
- 整備管理者・運行管理者の選任等の届出等

16手続

令和7年12月利用開始

- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業(貸切・乗用)の許可申請
- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請・届出
- 一般貨物・特定貨物事業の事業報告・輸送実績報告の届出
- 事業の事故報告の届出
- 適性診断実施機関の認定・変更届出
- 運行管理者講習実施機関の年間報告及び会計報告の届出等

49手続

(令和7年9月利用開始分との合計で65手続)

令和8年4月1日利用開始

- 貨物自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 旅客自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請・届出(ダンプ法関連)
- 自家用自動車の有償運送の許可申請
- 自家用有償旅客運送の有効期間の更新登録、登録事項の変更、輸送実績報告の届出
- 一般旅客自動車運送事業の事業報告・輸送実績報告及び自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業の貸渡実績報告書の届出
- 運行管理者資格者証の交付等の届出
- 運行管理者試験の指定機関・指定申請等

75手続

(令和7年度利用開始分との合計で140手続)

手続数

中国トラック・物流Gメン人事院総裁賞受賞報告



表彰式：令和8年2月10日（火） 天皇陛下への御接見:令和8年2月26日（木）

- 賞の概要** : 国民全体の奉仕者として、行政サービスや国民生活の向上に顕著な功績を挙げ、国民の期待に応えた職員又は職域グループの功績を表彰
- 業績概要** : 地方発信の取組（荷主への予告なし訪問や毎月のオンライン説明会）が全国への波及し、荷主の理解促進、物流現場の課題可視化、働きやすい職場づくりや、運送業の持続可能性向上に大きく貢献した。
- 天皇陛下のお言葉** : **皆さんの素晴らしい貢献は国民全体の奉仕者である公務員の規範となるものであり、敬意を表します。体に気をつけてこれからも頑張ってください。**
（上記全体へのお言葉の後個別歓談、やりとりは次ページ）。

人事院総裁賞、天皇陛下御接見の御報告

天皇陛下への御接見:令和8年2月26日(木) 於:皇居御所大広間



大広間ご入場後、天皇陛下が受賞者全員におかけになった御言葉

「皆さんの素晴らしい貢献は国民全体の奉仕者である公務員の規範となるものであり、敬意を表します。体に気をつけてこれからも頑張ってください。」

←御接見の様子(写真は昨年のもので人事院HPより)
※今年度雅子皇后はご欠席

中国トラック・物流Gメンとの個別歓談の様子

「お仕事は怎么样了？」と投げかけていただいたので、以下のとおりお答えしました。

「**「作る」「売る」「建てる」など、関係者は皆一生懸命頑張っています。ただ、「商売上の競争」により、他者に配慮する余裕がなく、時代の変化についていけない人もいます。そのしわ寄せが一番弱い「運ぶ」を担う者が受け、トラックドライバーのなり手不足が生じ、輸送継続の不安が起きています。関係者同士のコミュニケーション不足が原因の一つでもあり、我々Gメンはそれを補填する役目を負っています。」**

また、今回の受賞で、天皇陛下が物流に目を向けていただけると荷主・物流関係者共に喜んでいただくとご報告しました。

会話の最後には、「**大変だと思いますが頑張ってください**」という旨のお言葉を直接かけていただくことができました。物流関係者全体にかけていただいた言葉でもあったと思います。